

議案第187号

和解について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の学校事故に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名



損害賠償請求事件

2 和解の相手方

市立小学校の児童であった者（以下「児童A」という。）及びその両親

3 和解条項

- (1) 本市は、本件各対応の問題点に対する市立小学校いじめ防止対策委員会の令和5年8月30日付け調査報告書記載の提言を真摯に受け止め、本件と類似の事案が発生することに備え、令和7年10月31日限り、この提言に基づく再発防止策を策定し、その後全市立学校へ通知し、再発防止を図る。
- (2) 本市が前号の再発防止策を全市立学校へ通知したときは、本市は、相手方らに対し、通知をした旨及び通知した日にちを知らせることを約する。
- (3) 相手方らは、本件請求を放棄する。
- (4) 相手方ら及び本市は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相手方らと本市との間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 児童Aは、市立小学校の第4学年次の令和4年5月、異性のトイレに教科書を隠され、配膳された給食に鉛筆の芯を入れられ、上靴に脅迫文言が書かれた紙片を入れられる等のいじめを受けた。
- (2) 令和6年7月23日、相手方らは、市立小学校の初期対応が遅れたこと、児童Aの両親への報告が遅れたこと、児童Aへの対応が不十分であったこと等により精神的苦痛を被ったことを理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金2,200,000円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) 本市は、市立小学校が、正確な事実関係を把握するため情報収集を行っていたこと、児童Aの精神面のケアに努め児童Aの両親に報告したこと、児童Aの見守り体制を強化したこと等から、相手方らが主張しているいじめに対する市立小学校の対応に義務違反は認められないことを理由に応訴していたが、令和7年7月30日、福岡地方裁判所から和解案が提示された。
- (4) 本市としては、損害賠償の義務を負うことなく紛争の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。